

お財布にも体にもダメージ

重複服薬

複数の医療機関にかかっていると、同じ効能の薬が重複して処方され、服用してしまうことがあります（重複服薬）。また、たくさんの薬を服用することで、副作用やのみ間違いを起こしてしまうことなどがあります（ポリファーマシー*）。

余計なお金がかかるばかりか、体にも大きなダメージになってしまう可能性があります。新しい病院にかかったり、薬が追加・変更されたりしたときは、特に注意が必要です。

※「Poly（多くの）」＋「Pharmacy（薬）」の造語ですが、単に薬が多いことではなく、それによりさまざまな健康上のリスクなどを引き起こすことを指します。

重複服薬を防ぐには

①かかりつけ医・薬局を見つけておこう

かかりつけの医師・薬剤師がいれば、使っている薬を把握してもらうことができます。

また、日頃の状態をよく知ってくれているかかりつけ医なら、ちょっとした体調の変化にも気づきやすいため、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になり、医療費の節約につながります。



②お薬手帳は1冊にまとめよう

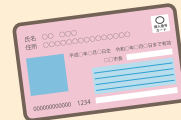
お薬手帳は薬局によってデザインは違いますが、1冊作ればどここの薬局でも使うことができます。1冊にまとめて、自分の薬をしっかり把握してもらいましょう。



③マイナ保険証を使おう

マイナ保険証を使うと、患者本人が同意すれば、医師や薬剤師が薬剤情報などを閲覧できるので、適切な処方を受けられるなどのメリットがあります。

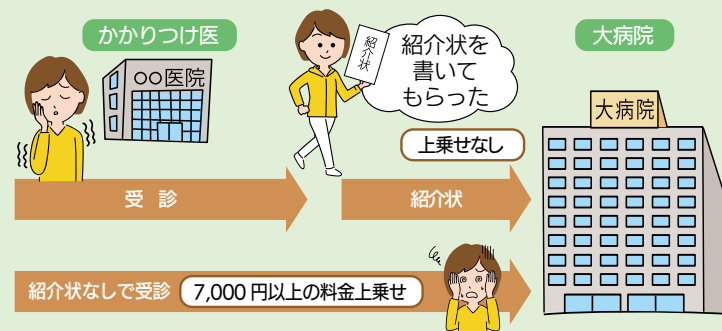
（薬の情報は2021年9月以降に診療したものから5年分の情報が参照可能。ただし、レセプト（診療報酬明細書）データをもとに参照するため、タイムラグがあります。）



●紹介状なしでいきなり大病院を受診すると

紹介状なしでいきなり大病院を受診すると、初診では7,000円以上、再診では3,000円以上がかかります。

大病院は本来、手術や入院を伴うような重症患者や救急医療に対応したり、専門的な病気の検査や治療を行う場所です。軽症の患者が大病院に行ってしまうと、そういった本来の役割に支障が生じてしまうことから、役割分担を進めるために特別な料金がかかる仕組みになっています。



自動車事故等にあつて健康保険で治療を受けるときは必ず健保組合に届出を！



自動車事故など他人の行為（第三者行為）による負傷等で治療を受けた場合、その費用は本来加害者が支払うべきものです。しかし、加害者となかなか話し合いがつかなかったり、支払いが遅れたりすることなどもあります。このようなときは、健康保険で治療を受けることができます。

こんな場合も第三者行為です

- 工事現場の落下物でけが
- 自転車と衝突してけが
- 他人のペットにかまれてけが
- 外食や購入した食品で食中毒
- 不当な暴力行為でけが
- スポーツ中に接触や衝突でけが

など

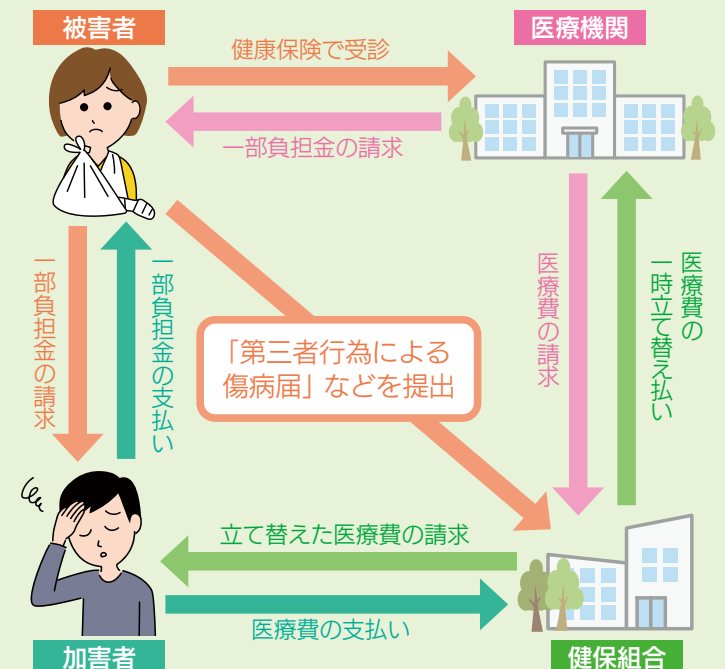
ただし 業務中や通勤時のけがは、労災保険（労働者災害補償保険）の適用となりますので、健康保険は使えません。

必ず健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください

健康保険を使って治療を受けると、本来加害者が負担すべき医療費を、健保組合が一時的に立て替えることになります。

健保組合は後日、加害者に対して立て替えた費用を請求しますので、「第三者行為による傷病届」などの必要書類を必ず提出してください。

●手続きの流れ●



示談は慎重に

示談の内容によっては、健康保険で治療を受けられなくなることがあります。被害者が自分で医療費を負担することになり、かかった費用を健保組合に返還していただく場合もあります。

示談は慎重に行うとともに、示談の際には必ず健保組合にご連絡ください。

医療情報ネット (2024年4月リニューアル)

医療情報ネット 検索



厚生労働省の医療機能情報提供制度（医療情報ネット）で、診療科目や診療日、診療時間、対応可能な疾患・治療内容等の医療機関の詳細がわかります。

- 「キーワード」、「急いで（診療科目と場所から）」、「じっくり（設備や対応内容などから）」といったさまざまな探し方ができる
- 文字サイズ変更、音声読み上げ、多言語翻訳（英語、中国語、韓国語）に対応
- マイホーム登録によりマイホームを中心とした検索に対応
- 検索結果は「リスト表示」と「地図表示」の2パターンの切り替え等ができる など
- 今後、「かかりつけ医機能に関する項目」なども搭載されていく予定です。